

入札（見積合わせ）結果調書

件名	旭川空港運営事業等に関する総合アドバイザー業務委託				
契約方法及び根拠条項	随意契約（一者特命） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
契約の相手方	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 EY新日本有限責任監査法人 代表社員 片倉 正美				
契約金額	1,083,500円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税 98,500円）				
契約期間	契約締結の日 から 令和5年3月31日 まで				
契約担当課	地域振興部 空港政策課				
入札（見積）日時	令和5年4月4日 14時00分				
入札（見積）結果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の執行状況
1	EY新日本有限責任監査法人	985,000円			決定
2					
3					
4					
5					
一者特命の随意契約とした理由	<p>北海道内7空港（新千歳，函館，釧路，稚内，女満別，帯広，旭川）の一括民間委託は，令和元年10月31日に運営者である北海道エアポート(株)と実施契約を締結し，令和2年1月から7空港のビル運営，同年6月から新千歳空港，同年10月から旭川空港，令和3年3月から残り5空港の空港運営が開始され，上下一体化による空港維持管理運営が実施されている。また，令和4年4月からは，7空港すべてのビル会社が同社に合併され，ビル事業についても同社が直接実施している。</p> <p>運営者が実施する空港維持管理運営はモニタリング等を通じて監視していくこととなるが，効率的な進め方や提案施策完了への運営者の活動などについては専門的な助言が必要であり，今後，実施契約や運営者による提案履行等について，実施契約等に沿った対応が今後必要となる。</p> <p>そのため，本バンドリングによる民間委託のアドバイザーを務め，実施契約書等を策定するなど，本事業に最も精通し，実施契約等の適用等に関して助言を行う本業務を遂行することができる同法人と一者特命随意契約を締結しようとするものである。</p>				